

建築確認・審査手続き等の合理化関係

1. 申請図書の合理化

(1) 建築士免許証等の写しの提出の不要化

①規則の改正内容

〈関連条文〉

- 規則第1条の3第1項第4号及び第6号：建築物に関する確認申請書
- 同条第4項第4号、第6号及び第7号
：建築設備を含む建築物に関する確認申請書
- 規則第2条の2第1項第3号：建築設備に関する確認申請書
- 規則第3条第1項第3号、第2項第4号並びに第3項第4号、第6号及び第7号
：工作物に関する確認申請書
- 規則第4条第1項第8号：完了検査申請書
- 規則第4条の8第1項第7号：中間検査申請書

〈改正内容〉

設計又は工事監理を行った一級建築士、二級建築士、木造建築士の建築士免許証の写しや建築士免許証明書、設計又は法適合確認を行った構造設計一級建築士証、設備設計一級建築士証の写し（以下「建築士免許証等の写し」）について、建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」）が当該書類を有していないこと等の理由により提出を求める場合に限り確認申請書等の一部として提出することとする。

②改正の主旨

建築士免許証等の写しについて、建築主事等が当該書類を有していないこと等の理由により提出を求める場合以外には提出を不要とする。

これにより、建築主事等が建築士データベースの閲覧により建築士の情報を確認可能である場合や建築主事等が既に同一の建築士免許証等の写しの提出を受けており当該書類を保管している場合については、確認申請等において建築士免許証等の写しの提出が不要となる。

改正前

確認申請の度に「建築士免許証等の写し」の提出が必要

※ 建築士の変更があった場合には、完了検査・中間検査の申請においても提出が必要

改正後

建築主事等が提出を求める場合以外には提出を不要とする

【効果】 建築士データベースの閲覧等により建築士の情報の確認ができる場合は提出不要

③改正後の申請図書の記載方法等

上記のとおり、建築士免許証等の写しについては、建築主事等が提出を求める場合以外には提出は不要となる。建築主事等にあつては、建築士免許証等の写しを有していないこと等の理由で当該書類の提出が必要な場合は、確認申請の受付時等に申請者に対し提出を求めること。

(2) 構造計算の安全証明書の写しの提出の簡素化

①規則の改正内容

〈関連条文〉

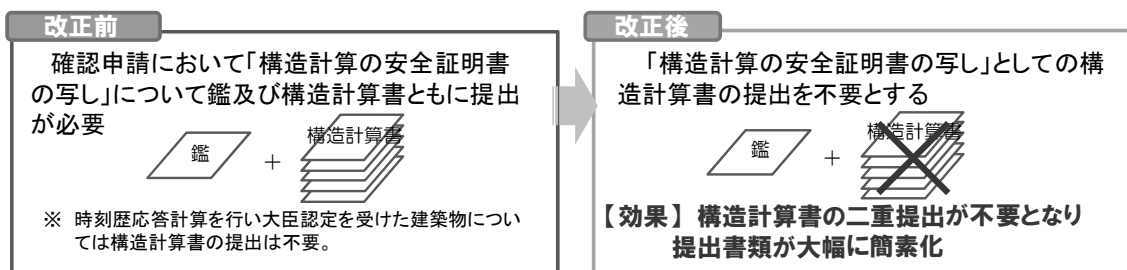
- 規則第1条の3第1項第5号：建築物に関する確認申請書
- 同条第4項第5号：建築設備に関する確認申請書
- 規則第3条第3項第5号：工作物に関する確認申請書

〈改正内容〉

建築士法第20条第2項の規定により、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が構造計算により建築物の安全性を確かめた場合において、設計の委託者に交付する証明書(以下「構造計算の安全証明書」)の写しについて、その一部である構造計算書の提出を不要とする。

②改正の主旨

構造計算の安全証明書の設計の委託者への交付については、平成19年6月に施行された建築士法の改正により導入されたものであるが、施行から一定期間が経過し制度として定着してきたこと等から、構造計算の安全証明書の写しのうち構造計算書の提出を不要とする。



③改正後の申請図書の記載方法等

上記のとおり、構造計算の安全証明書の一部である構造計算書の提出は不要となる。ただし、そもそも構造計算の内容を審査するために確認申請書の一部として提出することとなっている構造計算書については引き続き提出が必要である。

(3) 「使用建築材料表」における明示事項の合理化

①規則の改正内容

〈関連条文〉

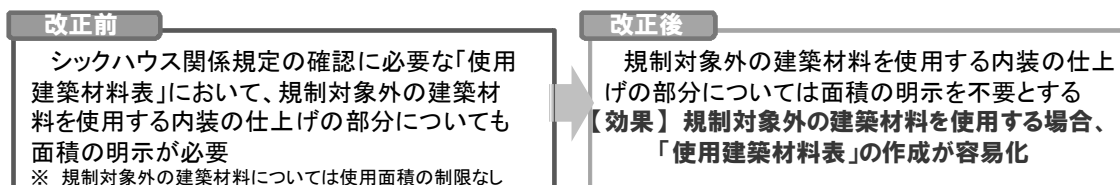
- 規則第1条の3第1項表2(11)
：法第28条の2の規定が適用される建築物

〈改正内容〉

「使用建築材料表」において明示すべき事項とされている「内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び面積」について、第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料においては、当該建築材料の種別のみを明示することとし、当該建築材料の使用面積については明示を不要とする。

②改正の主旨

シックハウス規制に関する使用建築材料表について、規制対象外の建築材料（第1種ホルムアルデヒド発散建築材料、第2種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第3種ホルムアルデヒド発散建築材料以外のもの）を使用する内装の仕上げの部分については、建築材料の種別（規制対象外である旨）のみを記載すれば足りることとし、当該部分の面積を記載することを不要とする。



③改正後の申請図書の記載方法等

p. 54 〈申請図書の記載例〉 No. 1 (シックハウス規制に関する使用建築材料表) を参照。

(4) 中間検査・完了検査の申請時の内装の仕上げの部分を写した写真の提出の不要化

①規則の改正内容

〈関連条文〉

- 規則第4条第1項第2号：完了検査申請書
- 規則第4条の8第1項第2号：中間検査申請書

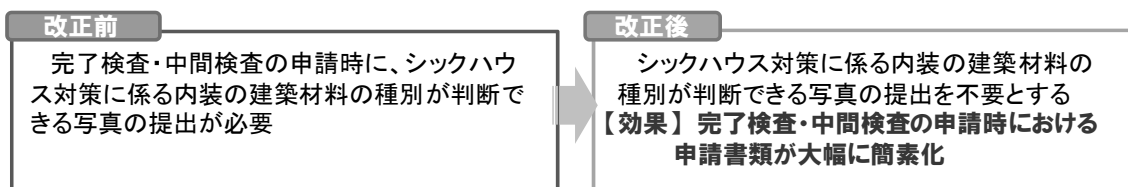
〈改正内容〉

内装の仕上げに用いる建築材料の取り付け等の工事終了時における当該建築材料を用いた内装の仕上げの部分を写した写真（以下「内装の仕上げの部分を写した写真」）について、完了検査・中間検査の申請時における提出を不要とする。

②改正の主旨

内装の仕上げの部分を写した写真は、平成15年7月に施行された建築基準法の改正によるシックハウス規制の導入に伴い、壁・床及び天井その他の内装の仕上げの主要な部分毎に、建築材料の種別を判断するために中間検査及び完了検査の申請時において提出を求めてきたものである。

シックハウス規制については、施行から一定期間が経過し制度として定着してきたこと等から、内装の仕上げの部分を写した写真について、完了検査・中間検査の申請時における提出を不要とする。



③改正後の申請図書の記載方法等

上記のとおり、完了検査・中間検査の申請時における内装の仕上げの部分を写した写真の提出は不要となる。建築主事等にあつては、完了検査・中間検査において、内装の仕上げの部分を写した写真による検査は行わないこととなるが、完了検査申請書第4面・中間検査申請書第4面に記載された工事監理の状況や現場における目視等による検査については引き続き適確に実施する必要がある。

(5) 付近見取図の簡素化

①規則の改正内容

〈関連条文〉

○規則第1条の3第1項表2(19)～(36)、(38)、(39)、(47)及び(48)

：法第43条の規定が適用される建築物等

○規則第10条の16表(と)

：法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける一団地の建築物

○規則第10条の21表(ち)

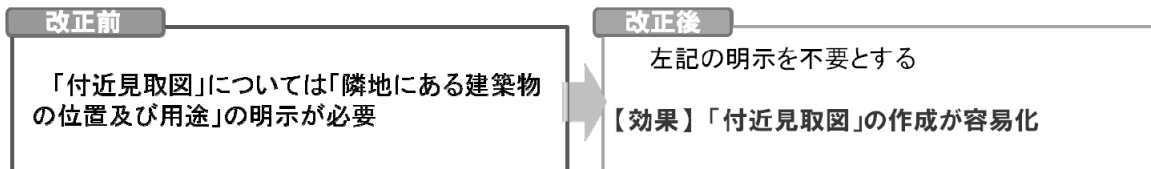
：法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける一団地の建築物

〈改正内容〉

「付近見取図」において明示すべき事項とされている「隣地にある建築物の位置及び用途」等について、当該図書への明示を不要とする。

②改正の主旨

法第43条等が適用される建築物に関して添付する「付近見取図」において明示すべき事項とされている「隣地にある建築物の位置及び用途」等について、当該図書への明示を不要とする。



③改正後の申請図書の記載方法等

上記のとおり、法第43条等が適用される建築物に関して添付する「付近見取図」において明示すべき事項とされている「隣地にある建築物の位置及び用途」等について、当該図書への明示は不要となる。

(6) 天空図の合理化

①規則の改正内容

〈関連条文〉

- 規則第1条の3第1項表2(29)
：法第56条の規定が適用される建築物
- 規則第10条の16表(に)、(ほ)及び(へ)
：法第56条第7項の規定の適用により同項第1号に掲げる規定が適用されない一団地の建築物等
- 規則第10条の21表(ほ)、(へ)及び(と)
：法第56条第7項の規定の適用により同項第1号に掲げる規定が適用されない一団地の建築物等

〈改正内容〉

天空図について、半径を10cm未満でもよいとする。

②改正の主旨

法第56条第7項等が適用される建築物に関して添付する「道路高さ制限近接点における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空図」等の天空図について、その半径を10cm未満でもよいものとする。



③改正後の申請図書の記載方法等

上記のとおり、法第56条第7項等が適用される建築物に関して添付する「隣地高さ制限近接点における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空図」等の天空図について、その半径を10cm未満でもよいとするが、その大きさについては、確認にあたり支障がないものとする。

(7) 配置図及び日影図の簡素化

①規則の改正内容

〈関連条文〉

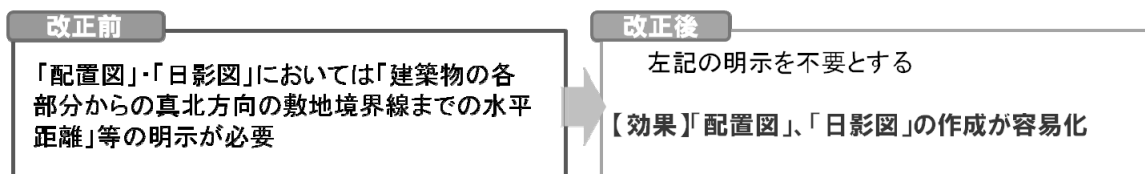
- 規則第1条の3第1項表2(30)
：法第56条の2の規定が適用される建築物
- 規則第10条の16表(と)
：法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける一団地の建築物
- 規則第10条の21表(ち)
：法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける一団地の建築物

〈改正内容〉

「配置図」及び「日影図」において明示すべき事項とされている「建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離」等について、当該図書への明示を不要とする。

②改正の主旨

法第56条の2等が適用される建築物に関して添付する「配置図」及び「日影図」において明示すべき事項とされている「建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離」等について、当該図書への明示を不要とする。



③改正後の申請図書の記載方法等

上記のとおり、法第56条の2等が適用される建築物に関して添付する「配置図」及び「日影図」において明示すべき事項とされている「建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離」等について、当該図書への明示は不要となる。

(8) 構造計算適合性判定に必要な図書の合理化

①規則の改正内容

〈関連条文〉

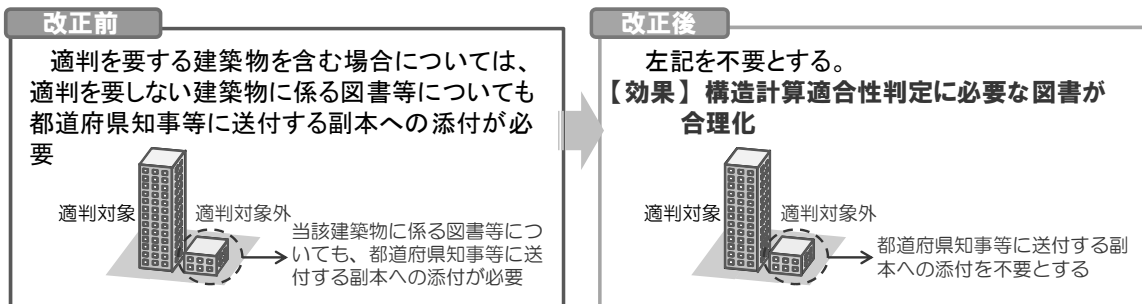
- 規則第1条の3第1項第1号：建築物に関する確認申請書
- 同条第4項第1号：建築設備を含む建築物に関する確認申請書
- 規則第2条第2項第1号：構造計算適合性判定の求めに関する図書
- 規則第3条第3項第1号：工作物に関する確認申請書

〈改正内容〉

確認申請において構造計算適合性判定を要する建築物を含む場合であっても、構造計算適合性判定を要しない建築物に係る図書及び書類については、確認申請書の副本2通のうち、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関(以下「都道府県知事等」)に送付する1通への添付を不要とする。

②改正の主旨

同一敷地内の用途上不可分な複数の建築物に関する確認申請において、構造計算適合性判定を要する建築物と要しない建築物とがある場合、構造計算適合性判定を要しない建築物に係る図書及び書類については、確認申請書の副本2通のうち、都道府県知事等に送付する1通への添付を不要とする。



③改正後の申請図書の記載方法等

上記のとおり、複数の建築物に関する確認申請において、構造計算適合性判定を要する建築物と要しない建築物とがある場合にあっては、構造計算適合性判定を要しない建築物に係る図書及び書類については、確認申請書の副本2通のうち1通への添付は不要となる。

(9) その他運用の円滑化に係る事項

① 確認申請・検査申請に係る委任状について

〈関連条文〉

- 規則第1条の3第1項第3号：建築物に関する確認申請書
- 同条第4項第1項第3号：建築設備を含む建築物に関する確認申請書
- 規則第2条の2第1項第2号：建築設備に関する確認申請書
- 規則第3条第1項第2号、第2項第3号及び第3項第3号
：工作物に関する確認申請書
- 規則第4条第1項第7号：完了検査申請書
- 規則第4条の8第1項第6号：中間検査申請書

〈運用の円滑化の内容〉

建築確認の申請、完了検査・中間検査の申請を代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」）については、建築確認の申請時において、建築確認の申請、完了検査・中間検査の申請を一括して代理者に委任する旨を記載した委任状を建築主事等に提出し、各検査の申請時の代理者（被委任者）が建築確認の申請時の代理者（被委任者）と同一である場合、各検査の申請に必要な委任状は、建築確認の申請時に提出した委任状の写しで代替可能とし、新たに委任状を作成する必要はない旨を明確化する。

② 既存建築物がある敷地内に別棟で建築物を建築する際の既存建築物に係る床面積求積図について

〈関連条文〉

- 規則第1条の3第1項表1（い）

〈運用の円滑化の内容〉

既存建築物がある敷地内に別棟で建築物を建築する際の既存建築物に係る床面積求積図については、建築主事等が建築確認台帳等により既存建築物の床面積を確認できる場合にあっては、提出を要しない旨を明確化する。

③ 換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造の構造詳細図について

〈関連条文〉

- 規則第1条の3第4項表1（10）
：法第36条の規定が適用される建築設備
令第129条の2の6の規定が適用される換気設備

〈運用の円滑化の内容〉

直接外気に開放された給気口又は排気口に換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造の構造詳細図は、各階平面図や配管設備の系統図等の図書に当該構造の内容（フード、ガラリ、ベントキャップ等）を明示した場合にあっては、提出を要しない旨を明確化する※。

申請図書の記載方法については、p. 55〈申請図書の記載例〉No. 2（換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造）を参照。

※ 規則第1条の3第6項の規定により、構造詳細図に明示すべき事項について、各階平面図等の他の図書（同条第1項の表1及び表2並びに第4項の表1に掲げる図書に限る。）に明示したときは、他で明示した事項に係る構造詳細図の提出は不要となる。

④阻集器の構造詳細図について

〈関連条文〉

○規則第1条の3第4項表1（10）

：法第36条の規定が適用される建築設備

令第129条の2の5の規定が適用される配管設備

〈運用の円滑化の内容〉

阻集器の構造詳細図は、各階平面図や配管設備の系統図等に阻集器の位置を明示し、機器リスト等に阻集器の構造を明示した場合にあっては、提出を要しない旨を明確化する※。

申請図書の記載方法については、p. 56〈申請図書の記載例〉No. 3（阻集器）を参照。

※ 規則第1条の3第6項の規定により、構造詳細図に明示すべき事項について、各階平面図等の他の図書（同条第1項の表1及び表2並びに第4項の表1に掲げる図書に限る。）に明示したときは、他で明示した事項に係る構造詳細図の提出は不要となる。

※ 申請図書の合理化の適用開始時期等について

申請図書の合理化のうち規則の改正に係るものについては、平成23年5月1日以降に行う確認申請等に対して適用されることとなるが、建築主事等におかれては、同日以降に従前の申請図書による確認申請等を受けた場合についても、当該申請図書により確認審査等を行うなど、簡素化の主旨を踏まえ、柔軟に対応してください。

〈申請図書の記載例〉

No. 1 —— シックハウス規制に関する使用建築材料表

No. 2 —— 換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下
しない構造

No. 3 —— 阻集器

No.1 シックハウス規制に関する使用建築材料表

1. 記載ポイント

- 内装の仕上げに用いる建築材料の種別がシックハウス規制の対象外のものについては、規制対象外の建築材料である旨のみ記載し、内装仕上げの部分の名称、建築材料の使用面積、規制対象面積を記載することは不要。
- 特に規制対象外の建築材料のみしか使用していない場合にあっては、内部仕上表等にその旨を記載することも可能。

2. 記載例

フローリングに第3種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用し、その他の内装仕上げの部分については規制対象外の建築材料を使用している場合にあっては、下表のように記載する。

※ 下表は、全居室が換気計画上一体となっている住宅を想定。このため、「居室の床面積の合計」は、規制対象外の建築材料のみしか使用されていない居室（トイレ等）の面積も加算。

階	室名	内装仕上げの部分	種別	面積 (㎡)	係数	使用面積 (㎡)	使用面積合計 (判定結果)
1階	LD (20㎡)	フローリング	第3種	20	0.5	10	39㎡ (OK)
	台所 (10㎡)	フローリング	第3種	10	0.5	5	
	廊下・ホール (10㎡)	フローリング	第3種	10	0.5	5	
2階	洋室1 (10㎡)	フローリング	第3種	10	0.5	5	
	洋室2 (20㎡)	フローリング	第3種	20	0.5	10	
	廊下 (8㎡)	フローリング	第3種	8	0.5	4	

※上記以外の内装仕上げの部分については、規制対象外の建築材料を使用

居室の床面積合計: 98㎡

特に規制対象外の建築材料のみしか使用していない場合にあっては、内部仕上表等に以下のようにその旨を記載することも可能。

※ 内装の仕上げの部分については、全てシックハウス規制の対象外の建築材料を使用する。

3. 関連条文

法第28条の2第3項、令第20条の7、規則第1条の3第1項表2(11)

No.2 換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造

1. 記載ポイント

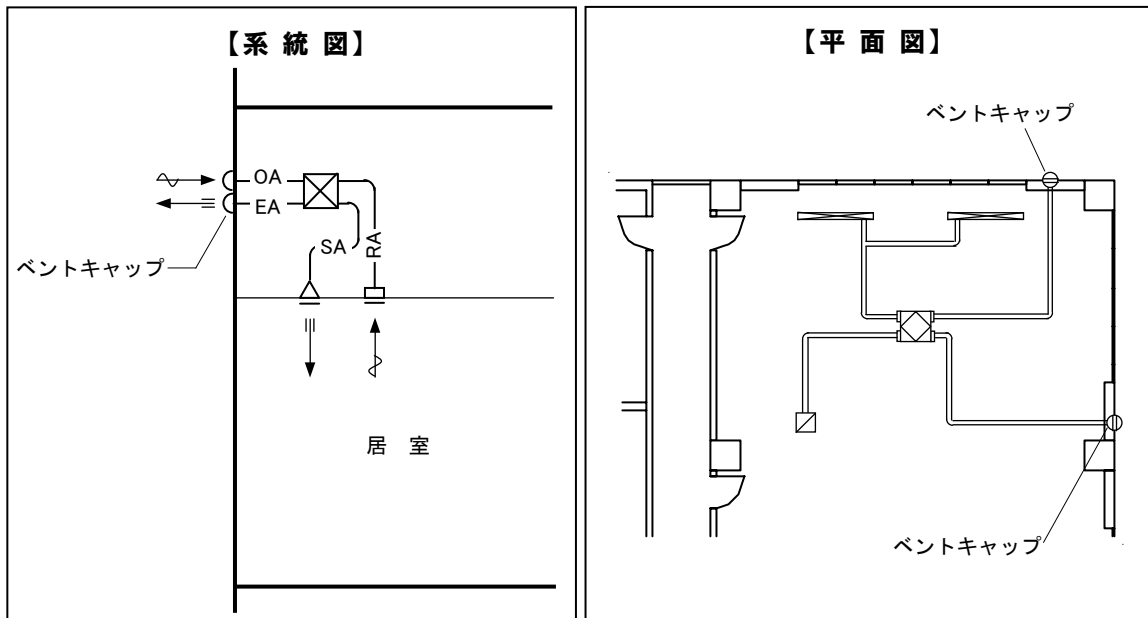
○直接外気に開放された給気口又は排気口に換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造については、構造詳細図に明示せず、各階平面図や配管設備の系統図等において対象となる給気口・排気口ごとに設置する構造の内容（フード、ガラリ、ベントキャップ等）を明示することも可能。

○各階平面図や配管設備の系統図において対象となる給気口・排気口ごとに構造の内容（フード、ガラリ、ベントキャップ等）を明示した場合にあっては、当該構造の内容に係る構造詳細図の提出は不要*。

※ 規則第1条の3第6項の規定により、構造詳細図に明示すべき事項について、各階平面図等の他の図書（同条第1項の表1及び表2並びに第4項の表1に掲げる図書に限る。）に明示したときは、他で明示した事項に係る構造詳細図の提出は不要となる。

2. 記載例

下図のように各階平面図や配管設備の系統図において対象となる給気口・排気口ごとに構造の内容（フード、ガラリ、ベントキャップ等）を記載する。



3. 関連条文

法第36条、令第129条の2の6第2項第4号、規則第1条の3第4項表1（10）

No.3 阻集器

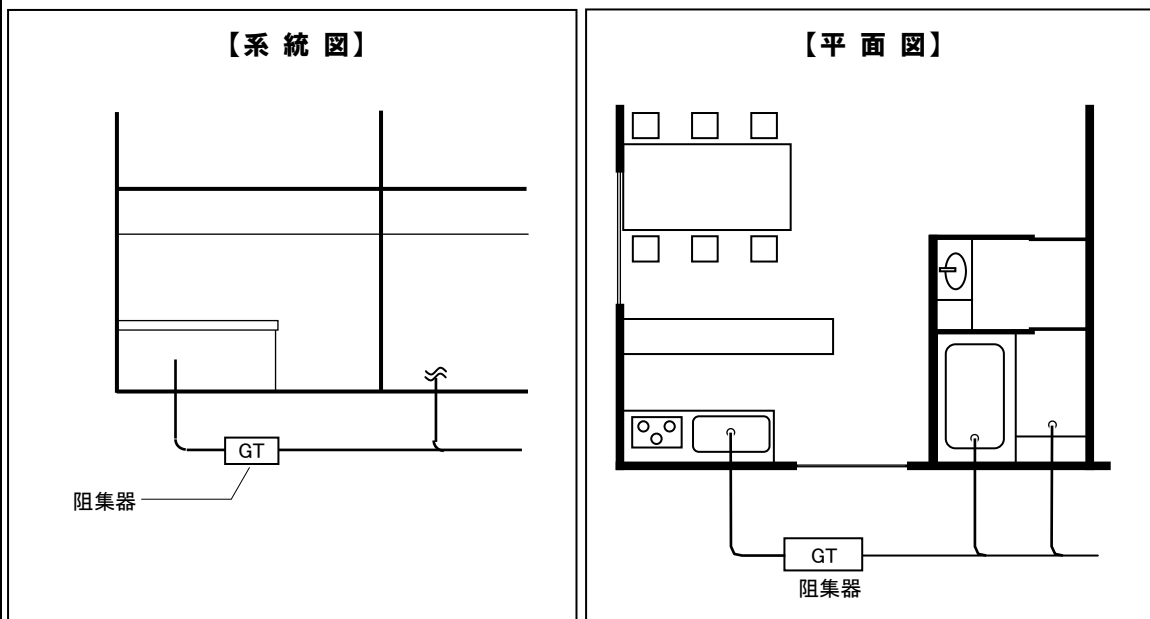
1. 記載ポイント

- 阻集器については、構造詳細図に明示せず、各階平面図や配管設備の系統図に位置を明示し、機器リスト等に構造を明示することも可能。
- 各階平面図や配管設備の系統図に位置を明示し、機器リスト等に構造を明示した場合にあっては、構造詳細図の提出は不要*。

* 規則第1条の3第6項の規定により、構造詳細図に明示すべき事項について、各階平面図等の他の図書（同条第1項の表1及び表2並びに第4項の表1に掲げる図書に限る。）に明示したときは、構造詳細図の提出は不要となる。

2. 記載例

下図のように各階平面図や配管設備の系統図に阻集器の位置を記載する。



下表のように機器リスト等に阻集器の構造を記載する。

型 式	
容 量	
許容流入量	
阻集グリース量	
その他(備考等)	

3. 関連条文

法第36条、令第129条の2の5第3項第5号、規則第1条の3第4項表1（10）

2. 軽微な変更の対象の明確化

①建築確認手続き等の運用改善（第一弾。H22.6.1より施行。）における計画の変更に係る確認を要しない「軽微な変更」の対象の拡大の内容

〈関連条文〉

○規則第3条の2

〈改正内容〉

計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更（以下「軽微な変更」）の対象を「安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くない一定の計画の変更」から「変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかな一定の計画の変更」に拡大。

②「軽微な変更」の対象となる計画の変更の基本的な考え方

「軽微な変更」の対象となる建築物の計画の変更は、規則第3条の2第1項第1号から第15号までのいずれかに該当し、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとなる。

計画の変更が同項各号の一に該当するが、当該変更及び当該変更に伴い付随的に生じる変更が他の号に該当しない場合[※]であっても、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものであれば、「軽微な変更」の対象となる。

※ 間仕切壁（主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。）の位置の変更（規則第3条の2第1項第10号に該当）に伴う居室の床面積の増加等

また、高度な計算や検討によらずに対象となる建築基準関係規定に適合することに関し容易に判断できるものは、建築基準関係規定に適合することが明らかであると考えられるため、計画の変更により影響を受ける建築基準関係規定に適合することに関し容易に判断できるものであれば、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くなるものについても、「軽微な変更」の対象となる。

高度な計算や検討が必要なものとしては、例えば、構造耐力関係規程については全体架構モデルの再計算を要するものが該当するが、以下のような場合については、全体架構モデルの再計算を要さず、対象となる建築基準関係規定に適合することに関し容易に判断できるため、軽微な変更の対象となる。

- ・構造の安全性が、許容応力度計算により確認されている二次部材において、当該部材及び当該部材が取り付く部材の応力度が許容応力度に

対し余力があることが当該部分に関する許容応力度計算により確認できる場合

- ・荷重等のみを構造計算で考慮する構造耐力上主要な部分以外の部分である壁において、直前の確認の計画の余力やあらかじめ見込まれた荷重の範囲内で変更される場合 等

その他、高度な計算や検討が必要なものとしては、防火・避難関係規定については、避難安全検証法（計画変更の影響が居室避難の範囲を超えず、居室避難の成立が簡易に確認できる場合を除く。）や耐火性能検証の再検討を要するもの、集団規定については、日影規制に係る日影図による再検討や天空率の計算を要するもの等が該当する。

③「軽微な変更」の運用

「軽微な変更」に該当するか否かについては、まずは申請者等が判断することとなるが、中間検査・完了検査において、検査申請書に「確認以降の軽微な変更の概要」を記載するとともに、変更内容を記載した書類（軽微な変更説明書）を提出することが義務付けられている。建築主事等は、中間検査・完了検査において、計画の変更の内容が「軽微な変更」に該当するかどうか検査し、当該計画の変更が「軽微な変更」に該当しない等建築物が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときは、完了検査にあつては検査済証を交付できない旨の通知書を、中間検査にあつては中間検査合格証を交付できない旨の通知書を交付することとなる。

このため、申請者等は、計画の変更が「軽微な変更」に該当するかどうかについて、計画の変更に基づく工事の着手前に建築主事等と相談・調整を行うことが望ましいと考えられる。

④軽微な変更の対象となる具体事例等

p. 59（軽微な変更の対象となる具体事例）を参照。

なお、当然のことながら、確認の要否に関わらず、計画の変更により建築基準関係規定に違反することとなった建築物については、検査済証の交付を受けることができず、また、建築基準法令の規定等に違反することとなった建築物については、法第9条に基づく是正措置（当該建築物の除却、修繕、使用禁止等）の命令の対象となる。

このため、申請者等においては、確認の要否に関わらず、計画の変更により建築基準関係規定に違反することがないように十分に検討する必要がある。

〈軽微な変更の対象となる具体事例〉

No. 1 —— 間仕切壁の位置の変更

No. 2 —— 防煙垂れ壁の変更

No. 3 —— パラペットの変更

No. 4 —— 浄化槽の変更

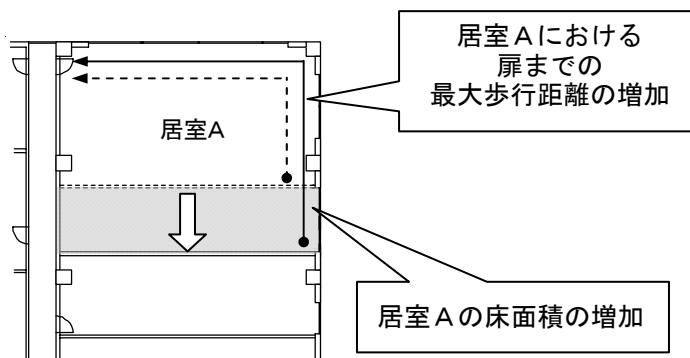
No.1 間仕切壁の位置の変更

1. 計画変更の内容

○間仕切壁※の位置の変更（規則第3条の2第10号に該当）

※ 主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。

【変更のイメージ】



2. 上記の変更により生じる建築基準関係規定に影響を及ぼす主な変更

主な変更	左欄の変更に関する主な規定
○居室Aの床面積の増加	採光・換気規定（法第28条）、シックハウス関係規定（法第28条の2第3号）
○居室Aにおける扉までの最大歩行距離の増加	居室の各部分から直通階段までの最大歩行距離（令第120条） 避難階における階段から屋外への出口までの最大歩行距離及び居室の各部分から屋外への出口までの最大歩行距離（令第125条）

3. 軽微な変更の適用の可否の判断

「居室Aの床面積の増加」により、衛生上の有害の度が高くなり、「居室Aにおける扉までの最大歩行距離の増加」により、居室の各部分から直通階段までの最大歩行距離等が増加し避難上の危険の度が高くなるが、以下の場合以外においては、対象となる建築基準関係規定に適合することに関し容易に判断できるため軽微な変更の適用が可能。

【軽微な変更の適用ができない場合】

- 新たに機械換気の設置を要する場合
- 避難安全検証法の検討を要する場合

No.2 防煙垂れ壁の変更

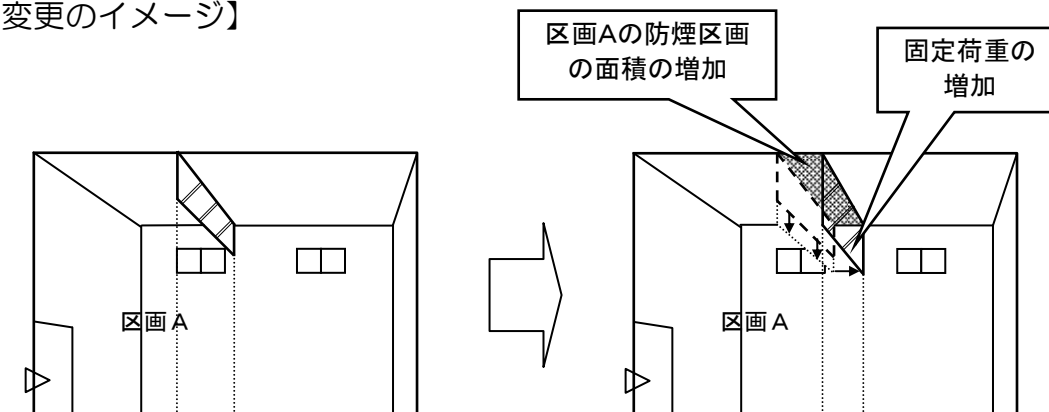
1. 計画変更の内容

○防煙垂れ壁の材料、構造、位置の変更*（規則第3条の2第10号に該当）

※ 防煙垂れ壁は間仕切壁に該当しないため、防火上主要なものであるものの位置の変更が可能

※ 不燃材料を準不燃材料にする変更などは除く

【変更のイメージ】



2. 上記の変更により生じる建築基準関係規定に影響を及ぼす主な変更

主な変更	左欄の変更に関する主な規定
○区画Aの防煙区画の面積の増加	排煙規定(令第126条の2、 令第126条の3)
○固定荷重の増加	構造耐力規定(法第20条)

3. 軽微な変更の適用の可否の判断

「防煙区画の面積の増加」により避難上の危険の度が高くなり、「固定荷重の増加」により安全上の危険の度が高くなるが、以下の場合以外においては、対象となる建築基準関係規定に適合することに関し容易に判断できるため軽微な変更の適用が可能。

【軽微な変更の適用ができない場合】

- 新たに機械排煙の設置を要する場合
- 避難安全検証法の検討を要する場合
- 構造耐力規定について全体架構の再計算を要する場合

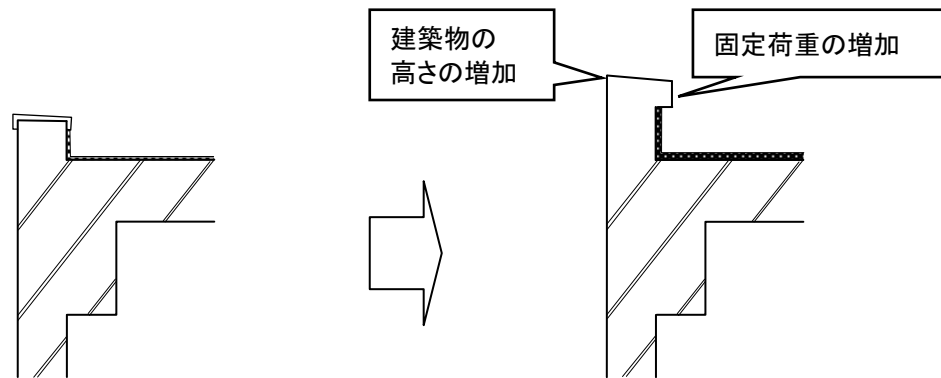
No.3 パラペットの変更

1. 計画変更の内容

○施工方法の変更等に伴う、パラペットの材料の変更※（規則第3条の2第10号に該当）

※ 不燃材料を準不燃材料にする変更などは除く

【変更のイメージ】



2. 上記の変更により生じる建築基準関係規定に影響を及ぼす主な変更

主な変更	左欄の変更に関する主な規定
○建築物の高さの増加	絶対高さ制限(法第55条等)、斜線制限(法第56条)、日影規制(法第56条の2)
○固定荷重の増加	構造耐力規定(法第20条)

3. 軽微な変更の適用の可否の判断

「建築物の高さの増加」により市街地の環境の保全上の有害の度が高くなり、「固定荷重の増加」により安全上の危険の度が高くなるが、以下の場合以外においては、対象となる建築基準関係規定に適合することに関し容易に判断できるため軽微な変更の適用が可能。

【軽微な変更の適用ができない場合】

- 日影規制に係る日影図による再検討や天空率の計算を要する場合
- 構造耐力規定について全体架構の再計算を要する場合

No.4 浄化槽の変更

1. 計画変更の内容

○浄化槽の変更（規則第3条の2第15号に該当）

※ 性能・能力の低下（処理できる人員の減少、放流水質（BOD等）の悪化）を伴う変更を除く

【変更のイメージ】



2. 上記の変更により生じる建築基準関係規定に影響を及ぼす主な変更

特になし

3. 軽微な変更の適用の可否の判断

性能・能力の低下（処理できる人員の減少、放流水質（BOD等）の悪化）を伴わない浄化槽の変更については、「建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く）」に該当し、少なくとも法第68条の26に基づく認定（大臣認定）を受けている浄化槽への変更については対象となる建築基準関係規定に適合することに関し容易に判断できるため軽微な変更の適用が可能。

